

4-1循環型社会の形成づくりが進むまち

令和3年度実績

基本目標	基本施策	事業名	具体的な事業内容	進捗状況	担当課
1-1 循環型社会の形 成を推進する	1-1-1 廃棄物の発生抑 制	① 生ごみ堆肥化の推進	・市民が行う、ぼかしを利用した生ごみの堆肥化を、今後も継続して支援します。また、生ごみ処理機の購入についても支援します。	・生ごみの堆肥化推進事業の取組として8月(500袋)と2月(500袋)にぼかしの無料配布を実施した。また家庭用電動生ごみ処理機と処理容器(コンポスト)の購入補助を行った。令和3年度の実績は処理機31人、処理容器36人で、627,200円となっている。	環境課 (ごみ減量化担当)
		② グリーン購入の推進	・市の物品調達においてグリーン購入を進めるとともに、市民や事業者へ環境配慮型商品の購入や使用の啓発及び普及に努めます。	・コピー用紙の購入にあたり、グリーン購入法適合評価値「80ポイント」以上としている。 ・公用車の購入及びリースにあたっては、原則グリーン購入法適合車種を採用している。 ・ホームページや環境講座等により広くグリーン購入を進めていく。	管財課 環境課 (ごみ減量化担当)
	1-1-2 リユースの推進	③リユースステーションの設置可能性調査	・不要となった機器や品物を持ち込み、必要な人が再利用するリユースステーションの設置を検討します。	・リユースは一度使用されたものを繰り返し使用することであるので、リユースステーションには課題もある。現状は問題点の解決に向けて調査研究を行っている。	環境課 (ごみ減量化担当)
	1-1-3 リサイクルの推進	④リサイクルの推進	・自治会と連携し資源ごみの回収を行います。	・資源ごみの地元回収を地元自治会と連携しながら実施した。令和3年度の実績は1,843tとなっている。	環境課 (ごみ減量化担当)
		⑤ 資源回収センターへの移行	・各地区のリサイクルステーションから、市内3ヶ所に設置した「資源回収センター」へリサイクルの拠点施設を移行していきます。	・広報やホームページ等により、市内3ヶ所に設置した資源回収センター利用促進のため周知を行った。	環境課 (ごみ減量化担当)
	1-1-4 廃棄物の適正処 理	⑥ 一般廃棄物の収集運搬	・ごみ出しのルールやマナー、分別方法などに関する周知及び啓発を進めます。	・家庭ごみ収集カレンダー(5か国ごみ収集カレンダー含む)の配布及びホームページ等により、ごみ出しのルールやマナー、分別方法等周知啓発した。	環境課 (ごみ減量化担当)
		⑦ ごみ分別排出の徹底	・地域との連携により、ごみの分別を促進し、市民、事業者、行政が一丸となるごみ出しルールの徹底化を図ります。	・環境美化員へ資料を配布し、地域と連携したごみの分別や、ごみ出しルールの徹底を図った。本市のごみの状況及びリサイクル意識の向上などを目的とした環境講座を地域や学校に向けて随時募集を行っている。令和3年度については、新型コロナの影響もあったが3回行えた。	環境課 (ごみ減量化担当)

4-2 快適な生活環境のまち

令和3年度実績

基本目標	基本施策	事業名	具体的な事業内容	進捗状況	担当課
2-1 清流を回復する	2-1-1 河川等への不法 投棄の防止	① 市民による河川清掃の 実施	・各地区において、定期的にクリーン作戦やごみゼロ等の活動を実施していますが、今後も市民やボランティア団体の協力を得て、河川等に不法投棄されるゴミの収集活動を推進します。	・地域清掃活動は、「楡形地区クリーン作戦」をはじめ各自治会、及びボランティア団体において活動を行っている。新型コロナの影響により活動自粛や回数を減らした団体もあったが、延べ16,342人が清掃活動に参加した。	環境課 (ごみ減量化担当)
		② 広報等による啓発	・広報等を利用して不法投棄の防止を呼びかけます。	・不法投棄されやすい場所等については、不法投棄禁止の看板やダミーカメラの設置を行った。今後も回覧や広報等で啓発していく。	環境課 (ごみ減量化担当)
		③ 学校・家庭での環境教育の実施	・ごみのポイ捨て等をしないよう、学校や家庭の協力を得てモラルの向上を図ります。	・社会や理科、総合的な学習の時間で環境をテーマとした学習を実施し、環境教育ポスター作製等に子供達が取り組むことで、家庭においても環境保全活動への関心を図っている。	学校教育課
	2-1-2 生活排水対策の 推進	④ 公共下水道事業の推進	・現在の南アルプス市公共下水道事業計画面積は2,895.0ヘクタールで、2019年度末の整備面積は、1,329.6ヘクタール、整備率は45.9%となっています。今後も、釜無川流域関連 南アルプス市公共下水道計画に基づき下水道の整備を順次進めます。	・「釜無川流域関連南アルプス市公共下水道計画」に基づき、下水道の整備を順次進めている。 ・令和3年度に課題であった白根南原団地の公共下水道への接続が完了し、生活排水クリーン処理率を79.8%(令和2年度74.8%)と前年度より5%上昇することができた。 ・新規流入開始区域並びに既共用開始区域内における普及率の向上を図るため、広報や通知等による加入促進に努めている。	上下水道局総務課 (計画担当)
		⑤ 合併浄化槽の普及促進	・合併浄化槽の普及を促進するため、設置への支援を行います。	・生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、公共下水道計画区域外、農業集落排水処理区域外において個人の専用住宅に浄化槽を設置する市民に対し、補助金3,536千円、29基分を交付した。	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)
		⑥ 農業集落排水処理の維持管理の実施	・芦安地区の生活排水の処理施設の維持管理を行います。	・施設の維持管理を適切に実施している。	上下水道局総務課 (計画担当)

2-2 生活環境に影響 を与える各種問 題へ対応する	2-2-1 環境の状況把握	⑦ 公共用水域・地下水の 水質測定	・市内の河川及び井戸について、汚染物質の濃度等 を測定し、その経年変化を観測します。	・市内を流れる河川の主要ポイント25地点の水質調査を年2回(夏と冬)行っている。 また、地下水は市内を68区画に分割し、毎年12区画をローテーションにより調査を 行っている。河川の水質検査結果はホームページに掲載し、健康項目については全 て基準値内であった。引き続き状況把握と監視を継続していく。	環境課 (環境保全・自然エネル ギー担当)
			・水質の悪化や、汚染物質の検出及び増加が見られ る場合は、原因の究明と是正を図ります。	・水質については、大腸菌群数が超えている個所はあるが、通年と同様の数値である ため、悪化はしていない。	
		⑧ 工場、事業所等に対す る監視及び指導の実施	・工場や事業所等の排水、排気の状態や騒音及び 振動の発生について立ち入り調査を実施します。	・三井金属ダイカスト、トヨタホーム、日立Astemoの3事業所及び甲西工業団地内の 排水の水質調査、また、日立Astemo地下水モニタリング調査を毎年実施している。結 果は全て基準値内であったが、状況把握と監視を継続していく。	
			・規制基準を超える事業所等に対しては、県と協力し 是正指導を行います。	・規制基準を超える事業所はなかった。継続して監視していく。	
			・工場や事業所に対して、公害防止に関する各種規 制基準の順守について、県と連携して指導します。	・過去に水質事故を起こした事業所に対して、毎月1回調査結果を提出していただ き、各種規制基準を順守しているか確認している。	
		2-2-2 公害の防止、生 活環境に係る各 種環境問題への 対応	⑨ 公害苦情への対応	・環境汚染の状況や発生原因を調査し、原因者への 指導を行い再発防止に努めます。	
	⑩ 公害防止協定の締結		・本市では現在、8つの企業と公害防止協定を締結 しています。これらの協定に基づき公害を防止し、地 域住民の健康と生活環境の保全を図ります。また、 必要と認められる場合は、新規の協定を締結します。	・公害防止協定については、合併前を含めて8企業(三井金属ダイカスト、トヨタホー ム、YKK AP、日立Astem、テクノプラント、エルテックサービス、エコフカサワ、峡南環 境サービス)と締結済みで、令和3年度中の締結はなかった。	
	⑪ アスベストの飛散防止対 策への支援		・住民のアスベストによる被害を未然に防止するた め、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補 助金交付要綱に基づき、既存の建築物のアスベスト の除去を行う事業者に対して支援を行います。	・アスベストの種類、健康への影響及び補助金制度の活用について、市のホーム ページで啓発を図り、事業の推進に努めている。	
	⑫ 最新の環境情報の収 集、市民への情報の公開		・今後予定される各種開発に伴う環境情報を収集し、 市民に対して情報を伝達します。	・継続して情報収集、市民への情報伝達に努める。	
	2-3 環境美化活動を 推進する	2-3-1 不法投棄の防止	⑬ 不法投棄監視員の配置	・監視員、職員によるパトロールを継続的に実施する とともに、より有効な体制の確立を図ります。	・不法投棄監視員については、市単独で監視員4名を設置。監視体制は4名を2班に 分け、交互に市内巡回パトロールを実施した。(月曜～金曜:午前9時～午後4時30 分まで)
⑭ 不法投棄防止に関する 普及・啓発			・不法投棄防止看板を設置します。地域ぐるみで監 視の目を強化します。	・不法投棄されやすい場所等については、監視活動を行うほか、不法投棄看板の設 置や対策を取るよう土地所有者等に指導するなどの予防策を実施した。	
			・広報、CATV、市のホームページ等で啓発を図り ます。	・不法投棄されやすい場所等については、不法投棄禁止の看板やダミーカメラの設 置を行った。今後も回覧や広報等で啓発していく。	
⑮ 監視体制の強化	・県や警察などの関係機関と連携を図り、不法投棄 の監視体制の強化を図ります。	・県及び市の不法投棄監視員によるパトロールの強化を行うほか、不法投棄につい ては、警察と連携し確認や捜査の依頼をしている。			

4-2快適な生活環境のまち

令和3年度実績

基本目標	基本施策	事業名	具体的な事業内容	進捗状況	担当課
2-4 身近な緑を守る、増やす	2-3-2 清掃、美化活動の推進	⑯ 地区環境美化員の設置	・地域の環境リーダーとして各地区の環境美化員が設置されています。今後も継続して不法投棄の監視、自治会でのごみの分別排出指導等に当たります。	・環境美化員については、178名を委嘱し各地区の環境美化事業(ごみ減量・リサイクル推進)や地域清掃活動及び指導に協力していただいた。	環境課 (ごみ減量化担当)
		⑰ 市民活動センターの運営	・市民活動センターは、ボランティア団体やNPOの活動を支援する施設です。今後も市民への情報提供や相談の受付、コーディネート、活動の場の提供を支援します。	・環境美化を行うボランティア団体やNPOの活動を支援するため、施設等の貸出、印刷サービス、団体間の連携、情報提供(セミナーの情報や市民活動助成金等)などを実施した。また、ディレクターズサロン内で、ゴミ拾い活動の情報共有や、SNSを利用し拡散に努めた。	市民活動センター
		⑱ 地域清掃活動の実施	・河川清掃等の一斉清掃活動を継続して支援します。	・地域清掃活動は、「楡形地区クリーン作戦」「若草地区美化運動」をはじめ各自治会、及びボランティア団体において活動を行っている。引き続き回収袋配布や、コンテナ設置等を支援していく。 ・アダプトプログラムに参加している団体については、保険加入費を負担し支援している。	環境課 (ごみ減量化担当)
		⑲ アダプトプログラムの推進	・現在も複数の任意団体が、地域の公園、道路、河川などを地域住民自らの手で美化する活動に取り組んでいます。今後も、参加団体の増加のために、プログラムの周知及び拡大を進めます。	・本市におけるアダプトプログラムに参加している団体は、令和3年度末時点で18団体となっている。(参加企業12社、ボランティア6団体)	環境課 (ごみ減量化担当)
		⑳ 市民協働によるまちづくりの推進	・市民と行政の協働による風景づくり、花壇づくり、植栽の維持管理等を進めます。	・協働事業3団体と協働事業として桜並木の維持管理を行っている。10月に中間報告を受けた。各団体とも除草、消毒、剪定作業等を実施している。	都市計画課
	2-4-1 街路や河川の緑化推進	㉑ 道路の緑化	・都市計画道路等の幹線道路や、主要な生活道路の整備に当たっては景観に配慮し、在来種を中心とした街路樹等による緑化を推進します。	・主要な生活道路において街路樹による緑化は整備済みである。今後は適正に維持管理していく。 ・南アルプス市緑の基本計画に基づき、緑化可能な幅員をもつ都市計画道路の整備に併せ、道路緑化に努めている。	道路整備課
		㉒ 河川の緑化	・河川や水路の改修に併せ、未利用地や残地を活用した緑化に努めます。	・水路の改修計画はあるが残地等、緑化する余剰地がなく実施に至らない。 ・南アルプス市緑の基本計画に基づき、河川や水路の改修に併せ、未利用地や残地を活用した緑化に努めている。	道路整備課
		㉓ 公共施設の緑化	・街並み景観の向上のため、市役所、文化施設、福祉施設等において緑化を推進します。	・市内小中学校、保育所をはじめ、窓口サービスセンター、生涯学習センター、図書館、自治会集会場、社会福祉施設等へ春と秋に花苗を配布している。また、アヤマ花壇等の公共花壇のボランティアを募集し、市民参加による維持管理を行い緑化推進を図っている。	都市計画課
		㉔ 学校の緑化	・学校敷地内の花木の植え付け、植樹など環境教育の一環として緑化を進めます。	・管財課所管の市役所緑化については、H30庁舎整備事業で整備をしている。	管財課
	2-4-2 公共施設や学校の緑化推進	㉕ 住宅地の緑化	・花壇や生垣の設置に助成を行います。また、住宅地の緑化も進めます。	・花壇・生垣推進に関する補助制度を住民に周知し、制度を活用してもらい、公道に面した住宅地の緑化の推進を図っている。	学校教育課
		㉖ 商店街の緑化	・南アルプス市商工会では、商店街の緑化活動に取り組んでいます。今後も継続し、緑豊かな街並みの形成を図ります。	・商工会では店舗前の道路沿いにフラワープランターを設置して時期毎の花を植栽し、商店街の緑化推進を図った。	都市計画課
	2-4-3 住宅、工場、商店街の緑化推進	㉖ 商店街の緑化	・南アルプス市商工会では、商店街の緑化活動に取り組んでいます。今後も継続し、緑豊かな街並みの形成を図ります。	・商工会では店舗前の道路沿いにフラワープランターを設置して時期毎の花を植栽し、商店街の緑化推進を図った。	商工振興課

2-4 身近な緑を守る、増やす	2-4-4 雑木林等の保全と活用	㉗ 雑木林等の緑地利用の促進	・市街地や集落地に分布するまとまった樹林地について「市民緑地制度」の活用を図ります。	・市内河川公園を県と地元で協力しながら管理し、遊歩道等のウォーキング利用で雑木林等の緑地利用を推進している。	都市計画課
			・里山地域や河川沿いの雑木林の管理に努めます。	・里山の電柵周辺における森林整備の実施。	農政課
	2-4-5 公園の整備、維持管理	㉘ 公園の整備	・市内には大小の公園が150箇所以上設置されています。今後は不足する地区への整備を図ります。	・指定管理者制度を利用し維持管理しており、整備については都市公園長寿命化計画に添って進めている。	都市計画課
2-5 親しめる水辺をつくる	2-5-1 親水空間の整備、水と触れ合いの機会の創出	㉙ 公園の親水空間の整備、維持管理	・市民等が安全に水と親しめるよう、河川沿いの公園等、親水空間の整備と維持管理を行います。	・地域のニーズを踏まえながら河川管理者と協議し、親水空間の維持管理に努めている。	道路整備課
				・都市公園長寿命化事業化計画に添って進めており、都市公園以外は地元より情報を頂いて維持管理している。	都市計画課
	㉚ エコパ伊奈ヶ湖の整備	・エコパ伊奈ヶ湖周辺は、憩いの場として広く利用されています。安全に散策等ができるよう維持管理を行います。	・草刈及び剪定を実施し、環境整備に努めた。	観光施設課	
		・環境教育の場として利用します。	・伊奈ヶ湖の自然を活かした環境教育プログラムを実施し、29団体と個人277人の利用があった。	観光施設課	

基本目標	基本施策	事業名	具体的な事業内容	進捗状況	担当課
3-1 貴重な自然環境 を守る	3-1-1 貴重な動植物の 保護、生物多様 性の確保	① 楡形山アヤメの群落の 保護	・野生生物による食害を防ぐため、アヤメ群生地に防 鹿柵を設置し、アヤメの保護及び貴重植物を保全 し、生物多様性を確保します。	・楡形山アヤメ保全対策検討委員会による開花状況の継続調査では、防鹿柵 内の相互作用がアヤメの生育にどのような効果をもたらすのか、注視してゆく こととした。	観光推進課 (ユネスコエコパーク担当)
		② 登山者等への希少動植 物の保護啓発活動の実施	・パトロールを強化し、希少動植物の保護のため登山 者等への保護意識の啓発を行います。	・高山蝶をはじめとする希少動植物の保護のため、看板設置やリーフレット配 布、パトロール実施による啓発活動を実施している。	
		③ 山小屋を起点とした自然 保護活動の実施	・市内の各山小屋及び広河原インフォメーションセン ターにおいて、野生生物や高山植物の保護に関する 啓発活動を行います。 ・環境省と協働し、希少動植物(ライチョウやキタダケ ソウ等)の保護活動を行います。	・市内の各山小屋及び広河原インフォメーションセンターにおいて、野生生物 や高山植物の保護に関しリーフレット配布等の啓発活動を実施している。	
		④ 南アルプス市芦安山岳 館の運営	・南アルプスの自然環境保護、安全登山、山岳歴史 文化の継承に努め、各種のイベントの開催を通じて、 登山者等に南アルプスの自然、高山植物の保護の 重要性を啓発します。	・南アルプス登山の玄関口として山岳文化のPRだけでなく、南アルプスユネス コエコパークの管理事務所として運営。構成10市町村及び関係機関と連携を 図りながら、南アルプスユネスコエコパークの周知を行っている。令和3年度の 来館者数2,899人	
		⑤ 外来種(特定外来生物) 対策の推進	・外来種(特定外来生物)の侵入や拡散を防ぐため に、市民・事業者に対して、外来種の問題について 啓発を行うとともに、「入れない」「捨てない」「拡げな い」(外来種被害予防三原則)の遵守を促します。 ・外来種(特定外来生物)の侵入によって既存の在 来種の生態系に影響を及ぼしている、また及ぼす恐 れがある場合には、駆除に努めます。	・広報紙などへ市内に見られる外来生物について、写真を掲載し、啓発を実 施。	
		⑥ 有害鳥獣被害防止対策 の充実	・サル、イノシシ、シカなどによる被害の軽減と拡大防 止を図るため、関係機関との連携のもと、野生鳥獣に よる被害の防止対策事業を推進します。	・有害鳥獣の捕獲及び被害防止対策への助成。	農政課

3-1 貴重な自然環境 を守る	3-1-2 山岳環境保全の ための規制、普及 啓発活動	⑦ マイカー規制の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・南アルプス山岳交通適正化協議会が行うマイカー規制に係る経費の一部を負担します。 ・起点となる南アルプス温泉ロッジ周辺の整備を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南アルプス山岳交通適正化協議会が実施したマイカー規制に係る経費の一部として300万円の負担金を執行した。 ・これまでプレハブであった山岳観光案内所を白峰会館内に設置し、利用者の利便性を高めた。 	観光施設課
		⑧ 登山者等へのごみ回収活動等環境保全活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高山蝶をはじめとする希少動植物保護のため、看板設置やパトロールを実施し、登山者等への環境保全啓発活動を実施します。 ・登山者等を含めごみ回収を実施します。 ・環境保全のため、仮設トイレ等の設置を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ設置については、北岳中腹の二俣に3基、北沢峠長衛小屋3基、楡形山あやめ平に2基、見晴らし平に2基、池の茶屋に2基設置した。 	観光施設課
	⑨ 南アルプスユネスコエコパーク事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・3 県10 市町村でつくる「南アルプス自然環境保全活用連携協議会」へ参加し、豊かな自然環境と文化を守り伝えていきます。 ・地域の方々とともに話し合いを行い、自然環境を守る取り組みを行っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年6月に南アルプスユネスコエコパークへ登録され、平成29年に南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画を策定した。また、ワーキンググループを設置し、課題に対して10市町村共同で取り組みを進めている。平成30年度には科学委員会を設置し、専門的な見地から自然環境の保全に係る調査を進めている。 	観光推進課 (ユネスコエコパーク担当)	
3-2 森林を守る、農 の緑を守る	3-2-1 森林の公益的機能の 保全、普及啓発	⑩ 森林法による規制	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の都市計画区域外の森林の多くは保安林に指定されています。国や県と連携し開発等の規制、監視を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林における伐採の届出の受理及び報告。 	農政課
		⑪ 森林のレクリエーション活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・楡形山等には遊歩道が設置されていますが、安全により多くの方が散策を楽しめるよう、遊歩道の整備と維持管理を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・楡形山県民の森周辺における遊歩道(3ルート)の整備。 	農政課
		⑫ 森林の公益的機能に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の一環として、森林の生態系や森林の果たす役割について、学校の授業で取り上げます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・週1～2回パトロールを行い、パトロール時に処理が可能な倒木や遊歩道整備を実施した。 	観光施設課
	3-2-2 林業の支援、森林 資源の適正な管理	⑬ 林業の集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・林業施業の集約化を進めるため、森林の現況調査や所有境界の明確化に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・芦安小・中学校では、児童生徒による自然体験活動をとおり、森林の多様性や環境保全について学習している。また、市内小中学校では、総合的な学習の時間、理科、社会科、生活科等の学習の中で、外部講師による自然教室等の開催を行い、森の生態系や公益的機能について学習している。また、ユネスコエコパーク担当と連携し、エコパ伊奈が湖での自然体験学習や宿泊学習を展開している。 	学校教育課
		⑭ 恩賜県有財産保護財産区管理会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・恩賜林の保護育成に向け、計画的な整備を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲西地区及び白根地区の森林(人工林)所有者に対する森林意向調査の実施。 	農政課
⑮ 森林資源の適正な管理		<ul style="list-style-type: none"> ・松林に甚大な被害をもたらす松くい虫の駆除を、森林組合と連携して実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐や枝払い等の森林整備を実施。 		
⑮ 森林資源の適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・松林に甚大な被害をもたらす松くい虫の駆除を、森林組合と連携して実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伐倒くん蒸処理(202.12㎡)及び枯損木処理(195.31㎡)の実施。 			

3-2 森林を守る、農 の緑を守る	3-2-3 優良農地の保全 と遊休地の活用	⑯ 農振用地の保全	・農地法及び農振法に基づき、農地の転用を規制します。	・令和3年度農振除外(22ha)を実施。
		⑰ 各種事業への支援	・JA等の団体の活動や、環境保全型農業に取り組む営農活動に対して支援を行います。	・国、県、市の助成制度に該当する活動に取り組む農業者、農業者団体等に制度の案内、相談、申請について支援を行っている。
		⑱ 遊休農地と担い手に係る情報収集、活用促進	・増加する遊休農地に係る情報を収集し、現況を把握してきましたが、県やJA等各種団体と協働し遊休農地の活用を図ります。	・荒廃農地の解消について、JAとの共同活動について協議を行った。
		⑲ グリーンツーリズムの推進	・観光と組み合わせた農作業の体験イベント等を実施します。	・観光者が農作業を体験するイベントの開催可能な農業者のほ場や施設があるか、イベント内容についても調査研究していく必要がある。
		⑳ 地元特産品の開発	・中部横断自動車道の開通により、近県からの道の駅の利用者増加が期待できます。これら利用者に対して地元特産品の開発、ブランドづくりを推進します。	・南アルプス市の独自の果実の基準を決定し、ブランドとしての商品化ができるのか試験栽培を行っている。
	3-2-4 農業の振興、担 い手の育成	㉑ 中山間地域の農業の支援	・中山間地域集落農地の保全への取り組みを支援します。 ・急傾斜地など復元が困難な遊休農地については、農地利用を第一義としつつ、林地化、特用林産物生産用地としての活用等適切な土地利用を検討します。	・中山間地域等直接支払交付金等の活用により、中山間地域集落農地保全の支援を継続していく。また、急傾斜地などを活用した新作目の試験栽培等に取り組む農業者に対し助成金を支援をして有効的な土地利用を推進している。
		㉒ 遊休農地の解消	・農業への関心、健康増進、生きがいづくり等の市民ニーズの発掘、中山間地域での都市と農村の交流を目的としたクライנגルテンの運営を推進します。	・中山間地域においてクライנגルテン利用者と地元市民の農業を通じて交流により、農業に興味を持ち市内への移住などのきっかけとなっている。また、農業への関心、健康増進、生きがいづくりの場として汗かき農園の利用を推進している。
		㉓ 農業の振興、担い手の育成	・観光と組み合わせた農業体験事業、地元特産品のブランドづくり、認定農業者の育成等により、農業振興と担い手づくりを推進します。	・認定農業者の経営計画の改善点等を県の担い手育成総合支援協議会と連携しながら支援を行っている。 観光者が農業体験できる場の受入れ先の農業者や施設を調査研究する。地元特産品のブランドの商品化がの試験栽培を行う。
		㉔ 認定農業者の育成・支援	・県、各種団体と協働しプロフェッショナルな農業者を育成するとともに、地域農業の維持と発展の取り組みを積極的に支援します。	・令和3年度の認定農業者数は15名の増、認定新規就農者数は4名の増だった。
				農政課

基本目標	基本施策	事業名	具体的な事業内容	進捗状況	担当課	
3-3 自然と共生し、 景観を守る	3-3-1 動植物の 生息・生育環境の 保全・維持活動	②⑤ 耕作放棄地の解消	・耕作放棄地は動植物の住処や繁殖の温床になることから、生態系維持のためにも解消に努めます。	・荒廃農地流動化促進事業で25,404㎡を解消した。	農政課	
		②⑥ 自然保護の推進	・国立公園、県立公園などにおける規制等について連携して取り組み、野生動植物の保護や調査並びに自然保護に関する普及啓発を推進します。	・各事業実施に際しては、自然公園法等の各種法令に基づき、適切な指導助言を実施している。	観光推進課 (ユネスコエコパーク担当)	
		②⑦ 生態系に配慮した施設 整備	・道路、河川、水路等の施設整備にあたっては、多自然工法の生態系に配慮した整備を促進します。	・計画の段階で地域要望を取り入れ生態系に配慮した整備を検討している。	道路整備課	
				・都市計画道路の事業計画については、生態系に配慮した整備を進めていく。(都市)	都市計画課	
		3-3-2 エコロジカ ルネットワークの 形成	②⑧ 道路、河川、公園等の緑 化、ネットワークの形成	・道路、河川、公園の緑化を進め、緑のネットワークの骨格の形成を図ります。	・現計画において街路樹による緑化は整備済みであり、適正な維持管理により生活環境の維持に務めている。その反面、街路樹でムクドリが「ねぐら」としていることで騒音、糞などの被害が発生しており対策に追われている。	道路整備課
				・緑のネットワークの形成には、居住地域、里山、山間部及び水系のつながりに配慮します。	・山岳森林エリアと田園居住エリア、その間にある山麓里山エリアに分けられ、土地利用からなる大地の構造を土台に、市民の憩いやレクリエーション活動の場となる多様な緑の拠点と、それらを結ぶ緑の軸、水と緑のネットワークにより形成を図っている。	都市計画課
	3-3-3 優れた眺 望景観、里山景 観、集落景観の 保全、継承	②⑨ 南アルプスユネスコエコ パークの活用	・ホームページやパンフレット等により、南アルプスの魅力を多くの方に知ってもらえるよう活動します。 ・南アルプスユネスコエコパークの魅力を活かした、地域振興策を検討します。	・ユネスコエコパーク推進事業の活動内容について、SNSを通じた発信、イベント等でのワークショップ開催での啓発活動を実施。 エコパ伊奈ヶ湖において専門のスタッフにより、樹林帯の中でのプログラムガイドツアーを実施。	観光推進課 (ユネスコエコパーク担当)	
				・南アルプス国立公園、県立南アルプス巨摩自然公園での工作物設置や採取などの行為に対し、申請の窓口となり副申を付けて県に送付している。	観光推進課 (ユネスコエコパーク担当)	
		③⑩ 自然や景観に配慮した 施設整備	・自然公園内の施設については、自然と調和した色彩にするなど景観に配慮した施設整備を図ります。	・南アルプス市景観まちづくり条例に基づき届出を義務付けている。その際には景観形成基準の遵守を指導している。建築物に対しては、外壁・屋根に色彩の基準を数値(マンセル値)せつけて指導している。	都市計画課	
				・道路付属施設については景観に配慮した資材の採用を検討している。R3年度該当なし。	道路整備課	

3-3 自然と共生し、 景観を守る	3-3-3 優れた眺望景観、里山景観、集落景観の保全、継承	③① 芦安地区の魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・南アルプスの玄関口である芦安地区について、街並み景観の向上など、本市観光の代表地区であることを意識した魅力づくりを図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南アルプス市芦安山岳館の常設展示及び令和3年度特別展「星空見上げて誰想う」を通じて、芦安地区への観光入込客数増加に寄与した。令和3年度の入館者総数は2899人。 	観光推進課 (ユネスコエコパーク担当)
				<ul style="list-style-type: none"> ・甲斐芦安線景観ゾーンは景観形成推進ゾーンになっており景観に配慮した建築物や屋外広告物等の適正な誘導を図っている。 	都市計画課
				<ul style="list-style-type: none"> ・道路付属施設については景観に配慮した資材の採用を検討している。R3年度該当なし。 	道路整備課
		③② 南アルプスの良好な眺望場所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・夜叉神峠周辺及び駐車場やアクセスルートの維持管理と整備を行います。 ・シャトルバスの運行等、観光客の通年利用が可能となる仕組みづくりを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・芦安観光高付加価値化アクションプラン検討ワーキングを立ち上げ、夜叉神峠周辺について通年観光の拠点としての活用を検討することを決定した。また、夜叉神峠までの登山道及び四阿の維持管理を行った。 	観光施設課
				<ul style="list-style-type: none"> ・山岳景観の形成方針に基づき管理者へ指導・助言・協力を行う。 	都市計画課
				<ul style="list-style-type: none"> ・芦安地内の観光ルートにある市道について、適切に維持管理を行っている。 	道路整備課
	③③ 南アルプスに誘う玄関口や道路景観の魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・中部横断自動車道のインターチェンジ等の玄関口や南アルプスへの主要なアクセス道路についてまちなみ景観の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南アルプス市景観まちづくり条例に基づき届出を義務付けている。その際には景観形成基準の遵守を指導している。建築物に対しては、外壁・屋根に色彩の基準を数値(マンセル値)せ設けて指導している。 	都市計画課	
			<ul style="list-style-type: none"> ・南アルプスへの主要なアクセス道路については道路管理者により適切な維持樹管理が行われている。 	道路整備課	

3-3 自然と共生し、 景観を守る	3-3-3 優れた眺望景観、里山景観、集落景観の保全、継承	③④ 優れた眺望場所の掘り起こし、整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの公募等により、優れた眺望場所の掘り起こしを図ります。 ・眺望の良好な場所については、広場の設置やルートづくりを図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光推進課が窓口となり関連部署から眺望場所の掘り起こしを図る中で伐採等が必要になる場合は協議等を行った。 	観光推進課 (観光担当)
			<ul style="list-style-type: none"> ・市内の景観眺望ポイントについては、眺望に支障となる樹木の伐採、下草狩りを実施している。眺望ポイントの看板の整備、眺望場所の除草も併せて実施している。 	都市計画課	
				<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度該当なし。 	道路整備課
		③⑤ 眺望景観を妨げる要因の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の高層建築物、工作物、広告、看板等は景観法に基づく「南アルプス市景観まちづくり条例」に基づき適正に管理します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・看板・トイレ等を設置する場合は、「南アルプス市景観まちづくり条例」に基づき適正に管理します。 	観光推進課 (観光担当)
				<ul style="list-style-type: none"> ・ここ数年は太陽光発電施設の乱立による良好な景観阻害が顕著であるが、景観法及び景観条例では立地規制できないことも課題となる。事業者と理解をもち、理解してもらい取り組みを並行して実施している。 	都市計画課
				<ul style="list-style-type: none"> ・道路付属施設については景観に配慮した資材の採用を検討している。R3年度該当なし。 	道路整備課
	3-3-4 歴史的・文化的資源の保全、活用	③⑥ 全国に誇れる御勅使川歴史遺産の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・「芦安堰堤」などの堰堤群、信玄築堤の伝承を持つ「将棋頭」や「石積出」、農業灌漑用水である「徳島堰」や「柵形堤防」など、御勅使川の歴史遺産を保全するとともに、歴史公園化等の活用を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「御勅使川旧堤防」について、より良い形で保護・活用を行っていくため、平成29年度に策定した「整備基本計画」に基づき整備事業を進めている。令和3年度は、柵形堤防部分について、広く一般に公開できるよう整備に向けた実施設計を行った。 	文化財課
		③⑦ 豊富な遺跡・史跡の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・本市には古長禅寺、物見塚古墳、六科丘古墳などのほか、城址や館跡などの史跡が数多く存在します。鋳物師屋遺跡、市之瀬台地の古代遺跡群、戦争遺跡である「ロタコ」(御勅使河原飛行場跡)など多くの遺跡が分布しています。これらの史跡、遺跡を保全します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の文化財については、所有者や管理者に、管理報奨金を交付するなどして、保全に努めた。また、地域の歴史的・文化的資源の活用を図るため、「ふるさと〇〇(まるまる)博物館(フィールドミュージアム)事業」を継続的に実施しているほか、学校での出前授業や地域における講座等も継続的に実施し、のべ実施回数は161回を数えた。 	
		③⑧ 歴史的建造物の保存	<ul style="list-style-type: none"> ・長谷寺本堂等の寺社建築、安藤家住宅などの歴史的建造物について、周囲の環境を含めた保全に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物の保全としては、国の重要文化財である安藤家住宅の管理・運営等を行い、令3年度の入館者数は3,227人であった。また、「小笠原の金丸家住宅土蔵が国の登録有形文化財となった。 	
		③⑨ 古木、大木の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・三恵の大ケヤキ、古長禅寺のジャクシンなどの天然記念物に指定されている古木の保全を図るとともに、市民に親しまれる景観スポットとして整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・古木の保全については、鏡中條のゴヨウマツ、宝珠寺のマツ、安藤家避雷針のマツにおいてマツクイムシの防除を行った。その他の古木等についても、定期的に観察を行い、樹勢を維持している。 	

4-4地球環境の保全に取り組むまち

令和3年度実績

基本目標	基本施策	事業名	具体的な事業内容	進捗状況	担当課
4-1 低炭素社会づくりを推進する	4-1-1 公共施設への新エネルギーの率先導入	① 公共施設への新エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> 市関連施設への太陽光発電設備設置、公用車の電動化、新エネルギーの導入に取り組み、二酸化炭素排出量の削減に努めます。また合わせてエネルギーの「地産・地消」の観点から蓄電池の設置も検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎整備事業に併せて事務室等照明器具のLED化、高効率な空調設備への更新を行った。 	管財課
				令和4年度に新築する若草保育所へ太陽光を設置予定。	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)
			<ul style="list-style-type: none"> 毎年の地球温暖化対策の実施状況(CO2排出量推移等)を、市のHP等で市民に公表します。 	<ul style="list-style-type: none"> 管財課が所管する公共施設から排出されるCO2排出量のデータを取りまとめた。 	管財課
				<ul style="list-style-type: none"> 市の公共施設から排出されるCO2排出量をHPで公表した。 公共施設への新エネルギー導入は、新築や改修工事に合わせ太陽光発電システムを導入してきた。また、平成22年度より、市役所庁舎、保育所、教育委員会などにペレットストーブの設置を行い、平成28年度までに合計33台設置した。令和3年度実績なし。 	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)
			<ul style="list-style-type: none"> 広域事務組合が検討中。 	管財課	
		<ul style="list-style-type: none"> 広域事務組合における、ごみの燃焼におけるコージェネレーションシステムの導入を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域事務組合が検討中。 	環境課 (ごみ減量化担当)	
		② 教育施設への新エネルギーの導入、環境教育への利用	<ul style="list-style-type: none"> 市内22校の小中学校の内13校に太陽光発電設備を設置していますが、今後も施設の拡充等を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各小中学校の長寿命化等の計画に併せ、設置の検討をしていく。 	学校教育課
			<ul style="list-style-type: none"> 設備を利用し、地球温暖化問題等に関する環境教育を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 見学の申請があれば金山沢川水力発電所を社会科見学場所として利用している。 	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)

4-1 低炭素社会づくりを推進する	4-1-2 水力、バイオマスエネルギーの活用等の検討	③ 小水力発電の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年北岳の玄関口に「金山沢川水力発電所」を整備し、南アルプスの豊かな清流と急峻な地形を利用した小水力発電を行っていますが、さらに効率を高め電力量の増加に努めます。 ・出力の大きな水力発電は可能性が低いため、マイクロ水力等の小規模な電力の活用を研究します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年2月、金山沢川水力発電所が竣工。芦安山岳館、温泉ロッジ、白鳳会館で自家消費し、余剰電力は売電。令和3年度の発電量は、241,900kWhで前年比92%。 	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)
		④ バイオマスの利用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・現在バイオマス利用のボイラーを市営温泉の3施設で運用しています。今後もペレットストーブや薪ストーブも含め、熱源として利用できるか研究します。 ・農業用ボイラーのバイオマス化を研究します。 ・企業のバイオマス利用を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市営温泉3施設でペレットを使用しているが、使用量が少なく、データが得られていないため、ペレットストーブや薪ストーブも含め、熱源として利用できるか継続して研究します。 	
		⑤ カーボン・オフセット事業推進	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、水力発電所やトマト加温施設におけるバイオマス燃料の利用により国の制度に基づく信頼性の高いオフセット・クレジットを創出しました。しかし、2021年に認証が切れるため、費用対効果検証を行い、継続の可否について判断します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金山沢川水力発電所で発生した電力のうち、自家消費した電力の環境価値をクレジット化(オフセット・クレジット:J-VER)。令和3年度は17t販売し、現在の残クレジットは341tである。 	
	4-1-3 省エネルギーの推進	⑥ 緑のカーテン事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴーヤ、アサガオなどのつる性の植物をカーテン状に育て、冷房費と二酸化炭素の削減を図ります。 ・公共施設等様々な場所で取り組み、環境に配慮した生活の普及を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月に「緑のカーテン」栽培講習会を実施。そのほか「緑のカーテン」コンテストをはじめ来年に向けた挿し芽講習会を行い、地域住民、学校、公共施設、事業所等への普及を積極的に推進している。 	環境課 (ごみ減量化担当)
		⑦ 廃食油のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のNPOと行政が協働により、廃食油を回収し、今後も廃食油のリサイクル推進に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の廃食油回収量は、令和3年度2,629kgとなっている。 	
		⑧ LED化	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎及び公共施設において、照明を順次LEDへ切り替え、電気使用料と二酸化炭素の削減を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎や小中学校の照明をLEDへの切り替えをR5年度で実施できるか検討している。 	

4-1 低炭素社会づくりを推進する	4-1-4 新エネルギー、省エネルギー等の普及拡大、環境マネジメントシステム構築支援	⑨ 地球温暖化対策実行計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所の事務及び事業から排出される温室効果ガスを、CO₂換算で2020年度から2024年度までの5年間に、2018年度比8%以上削減することを目標とします。 ・市民に対して取り組み結果を公表し、地球温暖化防止のための広報活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の公共施設からのCO₂排出量は7,798tであり基準年度平成30年度のCO₂排出量9,123tに対し85.4%であった。 ・ホームページに省エネルギーの具体的な取り組み事例を掲載し、周知を図った。 	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)
		⑩ 環境マネジメントシステム導入推進、支援	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの導入を希望する事業者に対して、情報の提供や講師等の紹介を支援します。 ・環境配慮契約法に基づく優遇契約の検討、価格に加えて環境性能を含め、総合的な事業者評価制度を調査、研究します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙の購入にあたり、グリーン購入法適合評価値「80ポイント」以上としている。 ・公用車の購入及びリースにあたっては、原則グリーン購入法適合車種を採用している。 	管財課
		⑪ 新エネルギー利用システム導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ・出力10kw以上の事業用太陽光発電施設(建築物へ設置するものを除く)については、県の作成した「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」及び当市の「南アルプス市景観まちづくり条例」に基づき適正に管理します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度は事業者から環境マネジメントシステムの導入希望はなかった。 	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)
		⑪ 新エネルギー利用システム導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の断熱効果を高めるための改築推進や助成事業を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南アルプス市景観まちづくり条例に基づき太陽光発電施設の届出数15件。 	都市計画課
		⑪ 新エネルギー利用システム導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の断熱効果を高めるための改築推進や助成事業を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅リフォーム等総合支援事業により、住宅のリフォーム等工事を行う者に対し補助金(一律10万円)を交付した。(実績60件) 	管理住宅課
		⑪ 新エネルギー利用システム導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽熱利用機器の導入に対して支援します。 ・家庭用ペレットストーブや薪ストーブの導入に対して支援します。 ・自動車用急速充電器の敷設に取り組みます。 ・エネルギー循環型社会に向けて、集落や近隣住民での新エネルギーの「地産・地消」の導入を研究します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコライフ補助金を交付することで、家庭用ペレットストーブの普及を図る。(令和3年度実績5件) ・自動車用急速充電器を市役所駐車場に設置するため設計業務完了。(来年度設置予定) ・金山沢水力発電を用いて「地産・地消」の効果を研究している。 	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)
		⑫ 新エネルギー、省エネルギーに関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での環境教育、市のホームページ、広報誌等でのPR等、様々な機会をとらえて新エネルギー、省エネルギーに関する普及啓発を進めます。 ・やまなしスクールチョイス県民運動を推進します。 ・市民に対し自家用車の電動化を促します。 ・更新時期による農業用ボイラーについて、化石燃料から木質燃料への切り換えを啓発します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会や理科、総合的な学習の時間で、新エネルギー・省エネルギーを含めた、環境をテーマとした学習を実施している。 	学校教育課
		⑫ 新エネルギー、省エネルギーに関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し自家用車の電動化を促します。 ・更新時期による農業用ボイラーについて、化石燃料から木質燃料への切り換えを啓発します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車への補助金を推進した(実績6件) 	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)
⑬ 国内排出権取引J-クレジットの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は全国の自治体に先駆け、同制度を小水力発電事業や、実験的に実施した温室トマト栽培において活用しました。今後も、J-クレジット制度30を活用するなどにより、地球温暖化対策を行うとともに、市民・事業者にも制度を周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金山沢川水力発電所で発生した電力のうち、自家消費した電力の環境価値をクレジット化(オフセット・クレジット:J-VER)。令和3年度は17t販売し、現在の残クレジットは341tである。 	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)		

4-1 低炭素社会づくりを推進する	4-1-5 交通のグリーン化	⑭ コミュニティバスの運行	<ul style="list-style-type: none"> 市コミュニティバスへのCNGバス車両使用、電動化について、導入・推進を図ります。 他の交通機関との連携を図り、より利用しやすい交通環境を整えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市コミュニティバスのCNGバス車両や電動車両は未導入となっている。市立美術館をバス拠点として6路線を運行。市内循環路線や竜王駅から東花輪駅間を往復する路線がある。在来のバスが運行されていない交通空白地域や、在来のバスが撤退した地域を中心に運行している。 	市民活動支援課
		⑮ 自転車利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関と連携したサイクルアンドライドやカーシェアリングと連携した自転車利用促進策の導入について研究します。 通勤や通学、買い物などでの自転車の利用を促します。 自転車専用道整備の可能性について研究します。 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車利用の促進について自転車置き場の増設を検討中。 	管財課
				<ul style="list-style-type: none"> 自主運営バス1路線、赤字バス8路線の運行補助を行い、バス路線維持をしている。 	市民活動支援課
			<ul style="list-style-type: none"> 職員ノーマイカーデーを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境課 (環境保全・自然エネルギー担当) 	

4-5環境教育と市民協働を推進するまち

令和3年度実績

基本目標	基本施策	事業名	具体的な事業内容	進捗状況	担当課
5-1 市民協働の取り組みを推進する	5-1-1 市民協働によるまちづくりの普及、推進	① 協働事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市が実施している事業、今後実施する事業のうち、市民、市民団体、事業者が事業への参画や受託できるものについて、市が協働のパートナーを募集しテーマ型活動助成事業では持続可能な地域活動を支援しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大の影響により市民活動フェスは中止となったが、協働フォーラムは小規模なものを実施した。さらに例年毎月実施している「ディレクターズサロン」は感染症対策を講じながら開催し市民とまちづくりについての意見、情報交換を行った。テーマ型活動助成事業については5件の事前相談があったが、新型コロナウイルス感染拡大のため実施ができなかった。 	市民活動支援課 市民活動センター
	5-1-2 連携の輪づくり	② 環境活動情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ等を活用し、環境保全活動に取り組むNPOやボランティア団体の活動内容等を発信します。また事業者とも連携・協働した取り組みを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 動物基金を活用して飼い主のいない猫の不妊去勢手術を市内のボランティアと共同で取り組んでおりホームページに掲載している。 	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)
5-2 環境教育・学習を推進する	5-2-1 学校における環境教育の推進	① 各教科や総合的な学習の時間を利用した環境教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ESD 教育のカリキュラムを検討し質の高い環境教育を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 野菜づくり、蚕の飼育などの農業体験や林間学校などでの自然体験をとおり、自然や環境の保全など持続可能な未来を担うための教育を推進している。 	学校教育課
		② 自然体験教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 野外活動や農業体験などを通じて児童等が自然にふれあう機会を設け、自然体験教育の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 教室だけでは学べない農業体験や林間学校などの自然体験を通し、自然への関心を促し、関わり方を考えさせている。 	
		③ リサイクル活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 各学校でアルミ缶、古紙などを児童等が回収しリサイクルの重要性を学びます。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会・生徒会活動の一環でアルミ缶回収、古紙回収などのリサイクル活動を推進している。 	
		④ ペットボトルキャップの回収	<ul style="list-style-type: none"> 企業の協力を得ながら、ペットボトルのキャップを回収し、リサイクルの輪の広がり環境教育を兼ねた取り組みを勧めます。 リサイクルで得た収益は途上国へのワクチンの贈呈に充てられます。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童会・生徒会活動の一環でペットボトルキャップ回収などのリサイクル活動を推進している。 	
		⑤ ユネスコ・スクールの持続発展教育(ESD)の推進	<ul style="list-style-type: none"> 先進的に自然保護に取り組む学校や国際交流を積極的に進める学校を中心として、ユネスコ・スクールのSDGsに係る教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 芦安小・中学校と櫛形西小学校がユネスコ・スクールとして認可されている。自然パトロールや森林学習など自然の多様性や環境学習をとおり、ユネスコ・スクールに係る教育を推進している。 	
	5-2-2 環境情報・環境学習の機会の提供	⑥ 環境情報・環境学習の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> 近年の環境問題は多岐にわたっています。環境問題の正しい理解や自主的な取り組みを推進するため、広報やインターネットなどを通じて、正確な情報を伝達します。 	<ul style="list-style-type: none"> 南アルプス市地球温暖化対策実行計画で、日本の温室効果ガス排出量の状況と国際的な動向と国の対応について、簡略的にホームページに掲載している。 	環境課 (環境保全・自然エネルギー担当)
				<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の授業の一環として環境学習の機会の提供を行った。 	学校教育課